

令和3年5月吉日

東小学校保護者の皆様

犬山市立東小学校  
校長 児島千尋

## 警報が発表された場合の登下校について（確認）

梅雨の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動にご理解とあたたかいご支援を賜り深く感謝しております。

さて、児童の安全確保の観点から、警報発令時の登下校について下記のようにさせていただきます。

### 記

#### 1 登校前に「犬山市」に暴風警報か特別警報が出された場合

##### ①給食が実施されないことが事前に決定しているケース

- (1) 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常通り午前8時30分より授業を行う。この場合は弁当持参とする。
- (2) 午前6時30分から午前10時までに警報が解除された際、自宅で昼食をとり、午後1時を目安にして当日の授業を開始する。
- (3) 午前10時を過ぎてから警報が解除されるか、引き続き解除されない場合は休校とする。

##### ②給食が実施されるケース

- (1) 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常通り午前8時30分より授業を行う。
- (2) 午前6時30分から午前11時までに警報が解除された場合、警報解除後2時間後を目安に、給食が実施できる時刻に登校時刻を設定して、当日の授業を開始する。
- (3) 午前11時を過ぎてから警報が解除されるか、引き続き解除されない場合は休校とする。

#### 2 登校後に暴風警報か特別警報が出された場合

- (1) 気象情報から判断して児童を安全に帰宅させることができると認めた場合は、当日の授業を中止し、直ちに下校を行う。
- (2) 帰宅が困難と認めた場合は、学校内に児童を待機させ、全児童引渡下校とする。緊急の連絡は学校メール配信およびホームページを使用する。
- (3) 登校後に特別警報（警報の基準をはるかに超える危険度の高いもの：例えば地震・集中豪雨・暴風雪など）が出された場合は、児童は学校待機とし、保護者の安全確保の観点から、特別警報の解除まで下校や引渡下校を行わない。

#### 3 その他警報（大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、大雪、波浪、高潮）が出された場合

通学路の冠水や河川増水、土砂災害などで児童の登校に危険を及ぼす状況が予想される場合は、保護者の判断で待機や登校を見合わせてよい。所在確認のため、待機・見合わせの場合は必ず学校に連絡を行う。その場合、児童は遅刻・欠席とならない。

#### 【メール配信についてのお願い】

急な気候の変化に臨機応変に対応するため、メール配信への登録をお願いいたします。登録方法はPTA総会要項に記載してあります。また、携帯キャリアアドレスを使用されている保護者様は、プランによってキャリアメールが使用できなくなります。必ず届くメールアドレスに変更をお願いします。